

法令適用事前確認手続 回答通知書

平成21年8月13日

日本原子力発電株式会社
取締役社長 森本 浩志 殿

原子力安全・保安院原子力発電安全審査課長

平成21年8月5日付けで発室発第217号により照会のあった件については、以下の見解を回答いたします。

照会対象法令（条項）の
~~対象となる~~ / 対象とならない

本回答は、照会対象法令（条項）を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令（条項）との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではないことを付記します。

なお、本回答の根拠となる照会対象法令（条項）の解釈は、以下のとおりです。

記

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）においては、原子炉設置者は、法第26条第1項の規定により、法第23条第2項第2号から第5号まで又は第8号に掲げる事項を変更しようとするときには、主務大臣（実用発電用原子炉の場合は経済産業大臣）の許可を受けなくてはならない。
2. 照会のあった件については、法第23条第2項第5号「原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備」の変更にかつ該当するかの照会であるが、照会書においては、以下の事項が提示されている。

- ・東海第二発電所において、ジェットポンプの流量計測用の配管（以下「ジェットポンプ計測管」という。）を固定するためのクランプを設置する。設

置方法は、あらかじめジェットポンプディフューザに加工した穴にボルトを通し、クランプでジェットポンプ計測管をつかみ、ナットで固定する。

- ・当該行為に関して、東海第二発電所の原子炉設置許可申請書本文には、ジェットポンプについて個数と容量の記載があるが、ジェットポンプ計測管については記載がなく、これを固定するためのクランプを設置した場合に、法第23条第2項第2号から第5号まで又は第8号に掲げる事項を変更しようとする場合に該当しない。
- ・クランプの設置に伴って原子炉設置許可申請書本文に記載のあるジェットポンプディフューザに貫通穴を施工するが、これによるジェットポンプの容量、安全解析及び構造強度への影響はごくわずかであり、有意なものではないことを確認しており、法第23条第2項第5号の構造及び設備の変更等に該当しないといえる。

3. 原子炉の設置許可の基準は、法第24条第1項第4号に規定する「災害の防止上支障がないものであること」等であるが、原子炉施設の位置、構造及び設備の変更工事が、設置許可申請書における基本設計ないし基本的設計方針を変更しない限りにおいては、設置変更許可を要するケースには該当しないこととなる。

本件は、東海第二発電所において、ジェットポンプ計測管を固定するためにジェットポンプディフューザに貫通穴を施工し、クランプでジェットポンプ計測管をつかみナットで固定するものである。照会書に記載された行為は、ジェットポンプの位置、構造及び設備を変更するものでない。

以上のことから、基本設計ないし基本的設計方針を変更するものではないと考えられる。

したがって、照会のあった件は法第26条第1項の手続が必要なケースには該当しない。